

アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2015年11月20日（金）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 Pルーム

テーマ：「鎖国」体制下における日中交流——漂流・漂着船を通して——

報告者：劉 序楓（台湾中央研究院副研究員）



近世の日本は清朝との間に外交関係を持たなかったため、民間の唐船による長崎の来航貿易を通じて、両国間の交流が続いていた。正式な長崎ルートのほか、頻繁に発生した漂流・漂着事件の処理も交流の場を提供することとなった。本報告では、「鎖国」体制下の日本と中国間における漂流・漂着事件を概観し、漂流民の救助と送還を通して、両国間で行われたさまざまな交流活動の一端を紹介する。

一、日本人の海外漂流および帰国

「鎖国」政策をとった日本は、国民の海外渡航を一切禁止した。ところが、近世中期以後、沿海輸送が盛んに行われることに伴って、海難に逢い、海外に漂出する漂流民が多数出現するようになった。そのうち、地理的に近い朝鮮と中国が最も多かった。朝鮮に漂着した者を朝鮮側が対馬藩に引渡した以外、幕府は日本人漂流民の送還を中国とオランダ貿易船にのみ認め、その他の国からの送還は一切受け付けないことを決定した。それ故に、中国以外の地に漂着した者の多くも、唐船貿易のネットワークを利用して、まず中国に送られ、中国官府の保護下に移されて長崎行きの貿易船によって送還したのである。

帰国後の漂流民らは、国禁を犯した容疑者と見なされ、長崎奉行所や各藩で事情聴取され、とくにキリスト教の入信、金銭・武具類の積載、外国での商売の有無などが最も厳しく取り調べられた。この奉行所や各藩によって作成した調書である「口書」や「漂流記」、またはその写本類は、夥しいものである。現在確認できる百数十件の漂流記録のうち、中国（台湾を含む）漂着、または中国を経由して日本に送還されるものは六十件以上数えられる。こうして日本に帰国した漂流民の大半は、中国の土地を踏み、中国の事情を見聞してきたといえよう。

二、唐船の日本漂着

日本人の海外漂流に対して、日本沿海に漂着した外国船も数多くあった。地理的關係と来航を許されていた関係から、朝鮮・中国・オランダ三国の船がもっとも多かった。中国とオランダ船が長崎以外の地に着岸する場合、すべて漂着と見なされ、厳しい警備の下、長崎に護送することになった。中国船（いわゆる唐船）の場合、現在漂着の数は二百数十事例が確認できる。漂着先は九州沿海各地に集中し、とくに薩摩領内が多かった。九州南部を過ぎると、黒潮に乗って四国の土佐、本州の太平洋沿岸の紀州、遠州灘、伊豆半島、房総半島、八丈島、陸奥の大室濱（宮城県石巻）まで漂流した記録が見られる。

唐船が長崎以外の地に漂着した場合、地方から役人を派遣して、筆談で船籍・乗組員・積荷などを確認する。そして藩から長崎奉行・江戸に届け、長崎奉行の指示を受けてから、唐船より質唐人2・3人をとって別船に乗せ、番船をつけて長崎に護送する。また唐船が難破しない限り、乗組員や積荷を上陸させないことが原則であった。一般の日本人との接触及び密貿易を防ぐための措置であった。

「鎖国」体制をしいていた日本が、外国漂着船に対して厳しい処置をとった裏には、キリスト教の流入を防止するほかにも理由があった。それは、唐船が漂流を装って日本沿海で密貿易する事例が多数あったことである。

唐船漂着の証拠とするものは、媽祖像の存在であった。媽祖は航海の守護神として中国人から厚く信仰されている。江戸時代の長崎の唐寺（興福・崇福・福濟・聖福寺）に祀られていた媽祖像は今も残っている。長崎以外に、薩摩藩でも来航の船の指標の一つになったとされる野間岳の山頂に娘媽（媽祖）神像が祀られていた。鹿児島の方津、加世田の郷土資料館に「船菩薩」としての媽祖像が保存されているように、漂着唐船の媽祖信仰の痕跡が南九州各地に残されている。

三、漂流・漂着船による文化交流

近世東アジア諸国（特に中国・朝鮮・琉球・ベトナム・日本）において、外国漂着船に対する処置に関して、最も大事なことは意思疎通の問題であろう。漂着船の船籍・漂流経緯などを調査する時、たとえ言葉が通じなくても、多くの場合は漢字文化圏に共有している漢字で筆談できたので、これによって漂流の経緯や出身国が判明して、本国に送還できたのである。唐船が長崎と薩摩以外の地に漂着した時、各藩の役人が筆談で唐人との対話をしていたが、地方の儒学者・僧侶・医者などが加わっていた事例も多くあった。それで中国の風俗習慣・制度・宗教及び詩文の応酬など、漂流の経緯と関係なかったことも多く記録されたが、ここから「鎖国」下の日本人が外国の事情に対して関心をもっていたことが窺われる。

四、日本人漂流民送還による咨文の往復と「皇賞」の銀牌

清朝と日本の間では外交関係を結ばなかったので、漂流民の送還はすべて民間商人によって行われていた。ところが、この通商関係は漂流民の送還によって政府側の公的な接触を生み出していた。1751-1767 年の間、日本人漂流民を送還した時、清朝の地方官から「日本国王」宛の咨文が送られてきた。これに対して、日本側も「長崎奉行」の名義で回答した。十余年間、両方の間に咨文の往復が六回数えられる。

「咨文」は対等官僚機関の間で使用する公文書であり、清朝では朝貢国の朝鮮、琉球漂流民を送還する時、国王に咨文を送ることが規定であった。地方官の廈門海防同知らが対等の咨文を「日本国王」に送ったことは、幕府にとって容認できないはずのことであるのに、老中が「長崎鎮府」の名義による回答を送ったのは、清朝側の日本人漂流民に対する丁寧な取り扱い、及び丁寧な書付によるものであろう。これによって、日本国王（幕府）と大清皇帝が対等の立場となり、咨文の年号の「大清乾隆」に対して、日本側では「大日本宝暦」で対応した。清朝側の中華意識に対する日本側の「小中華」意識の現れであろう。清初の「韃靼」から「大清」という呼称の変化から、両国間の緊張関係が、漂流民の送還によって平和・互恵の関係に転じていたと思われる。

なお、咨文と同時に発行して、日本人漂流民に下付したのは「皇賞」の銀牌（龍牌）であった。朝貢国の琉球、朝鮮・安南・シャム難民に「皇賞」の銀牌を下賜した記録は見られない。非朝貢国の日本人漂流民に対して龍牌を下賜した理由は、清朝皇帝の徳を宣揚して、日本人漂流民を保護して安全に本国に送還するほか、日本に宣諭する政治的考量が入っていたと考えられ、同時に地方官に日本国王宛の咨文を送るよ

うに命じたのであろう。

近世日本と清朝の間に国交はなかったので、民間の唐船による長崎の来航貿易を通じて、両国間の交流が続いていた。長崎貿易のほか、頻繁に発生した漂流・漂着事件の処理も互いに交流の場を提供した。本報告は近世中国と日本間に発生した漂流・漂着事件を概観するもので、漂流民の救助・送還を通して、政治・貿易・文化交流・情報収集など、さまざまな活動が絡み合って、漂流事件を処理する複雑な一面を窺うことができる。また、漂流民の送還を契機に、国家間の交流やそれを通じた対外関係の構築が可能であったと考えられる。

（文責：劉 序楓・蔡 毅）